

特定原材料7品目の食物アレルギーに対応した学校給食の提供を始めます



特定原材料7品目



市は、食物アレルギーの対応が必要な児童・生徒にも、学校給食を提供できるよう、平成31年2月から南部学校給食共同調理場、北部学校給食共同調理場において、卵アレルギーの対応食提供を行つてきました。

9月から行う特定原材料7品目のアレルギー対応食は、食物調理を行う献立のうち、食物アレルギー症状の症例数が多い「卵、乳、小麦、エビ、カニ」の5品目と、重篤度の高

い「そば、落花生」の2品目合計7品目の成分を全て取り除いた除去食または代替食です。

アレルギー対応学校給食センター東部学校給食共同調理場のアレルギー対応専用調理室で調理し、提供を行います。

対象

児童・生徒の安全を考慮し、次の6つの要件を全て満たした児童・生徒を対象とします。

①アレルギー疾患用学校生活管理指導表を学校に提出している

②医師により、特定原材料7品目のいずれかでアレルギー反応を起こすと診断されている

③医師により、特定原材料7品目以外の食材料でアレルギー反応を起こすと診断されていない

④家庭でも食物アレルギーの原因となる食材料の除去を行っている

⑤定期的に医療機関の診断を受けている

⑥過去にアナフィラキシーを起こしたことがない

9月から赤城地区と北橘地区の中学校に、アレルギー対応学校給食センター東部学校給食共同調理場で調理された、特定原材料7品目の食物アレルギーに対応した学校給食の提供を開始します。詳しくは、■学校給食課(回220132)へ。

アレルギー対応食は専用の食器で提供されます

電気スチームコンベクション
オープンとIH調理器

食器を殺菌する消毒保管機

アレルギー対応食は別室で
調理されます

